

社会福祉法人新生会
役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会の理事・監事及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委嘱関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 職員を兼務する役員及び評議員については、この規程は適用しない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（実費弁償費含む）を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（実費弁償費含む）を支払うことができる。

(役員報酬の支給)

第4条 役員の職務執行の対価として、別表2により報酬を支払うことができる。

2 報酬月額については、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（実費弁償費含む）を支払うことができる。

2 監事が、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する

(別表1)

理事会及び評議員会の出席報酬等 (源泉所得税控除後の額)

法人本部までの距離	報酬額 (円)
50 km圏内	10,000
200 km圏内	20,000
500 km圏内	30,000
700 km圏内	40,000
上記超える場合	10,000円に実費弁償相当額を加算する

(別表2)

役員報酬表

号	月額 (円)	号	月額 (円)
1	0	18	240,000
2	30,000	19	250,000
3	50,000	20	260,000
4	100,000	21	270,000
5	110,000	22	280,000
6	120,000	23	290,000
7	130,000	24	300,000
8	140,000	25	310,000
9	150,000	26	320,000
10	160,000	27	330,000
11	170,000	28	340,000
12	180,000	29	350,000
13	190,000	30	360,000
14	200,000	31	370,000
15	210,000	32	380,000
16	220,000	33	390,000
17	230,000	34	400,000

(別表3)

監事の報酬 (源泉所得税控除後の額)

職務内容	報酬額 (円) / 日
指導監査への立会	10,000
監査業務	10,000
運営状況の指導	10,000

但し、法人本部までの距離が50 km圏を超える場合、実費弁償相当額を加算する。